

令和4年第3回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和4年3月25日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所南庁舎 2階 大会議室

○ 出席した委員 (18名)

1 番 村上 英登	8 番 赤羽 明人	1 5 番 倉田 益式
2 番 塩木 操	9 番 西村 功	1 6 番 吉瀬 久司
3 番 堀 敏	1 0 番 春日 知也	1 7 番 中嶋 隆
4 番 北澤 満	1 1 番 代田 和美	1 8 番 滝沢 久美子
5 番 堺澤 務	1 2 番 宮下 修	1 9 番 氣賀澤 道雄
6 番 田村 晴男	1 3 番 木下 豊	
7 番 森 武雄	1 4 番 上田 佳子	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (6名)

2 0 番 菅沼 佳彦	2 2 番 大沼 昌弘	2 4 番 小原 正隆
2 1 番 白川 眞武	2 3 番 宮澤 秀一	2 5 番 米山 茂寿

○ 欠席した委員(1名)

9 番 西村 功

○ 事務局職員出席者

事務局長	野村 隆二
次 長	大野 秀悟
主 査	出口 大悟
主 査	小林かおる

○ 議事日程

日程第 1 議事録署名人の指名について

日程第 2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第 11 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 12 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 13 号 農用地利用集積計画の策定について (貸借)

議案第 14 号 農用地利用集積計画の策定について (農地中間管理事業)

駒ヶ根市農業委員会総会規則第 15 条の規定によりここに署名する。

会 長

議事録署名人 4 番 (北澤)

議事録署名人 5 番 (堺澤)

開 会 | 令和4年3月25日 午後3時02分
局 長 | (野村 隆二君)
皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)
定刻となりましたので、ただいまから令和4年第3回農業委員会総会並びに
協議会を開会させていただきます。
まず初めに氣賀澤会長より挨拶をお願いいたします。

会 長 | (氣賀澤 道雄君)
皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)
先週は寒い日がまたぶり返してきました、火曜日の22日には雪が降り、また冬に逆戻りしたようなことになりました。ここに来ましてまた暖かくなりまして、あしたの雨を挟んでその次の日からはだんだんと暖かくなるというような天気予報が出ております。

ここにおられる方々も農業に従事されている方々で、ここにいるよりは農作業のほうに行きたいなと思われる方も多いかと、私も思ひまして、そういう方もいますけれども、毎月1度の重要な案件を審議していただきますので、少しの間、御協力のほうをよろしくお願いいたします。

また、今日は協議会のほうで新しい国からの施策についての説明等がありますので、審議のほうの御協力をお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

局 長 | (野村 隆二君)
続きまして会議前の一言と農業委員会憲章朗読、21番 白川眞武委員、よろしくお願いいたします。

21番 | (白川 眞武君)
皆さん、こんにちは。御苦労さまです。
白川眞武と申します。
なかなか皆さんとの飲み会などが少ないので名前を覚えていただけないかなとは思いますが、東伊那塩田でございます。水稲とリンゴのほうをやっております。

私が21番目ということで、1回目は会長さんがやられたのですかね、それで、もう22か月たつということになりますかね。まだまだ続きますけれども、長いことやっているということです。

そうしている間にコロナウイルスの第6波が来てしまって、第3回目のワクチン接種、皆さんはもう済まされたかなと思いますけれども、これもまた5月には4回目のワクチンをというような話も出てきております。いつまでたってもコロナとの闘いは続くのかなあと思います。

それにも増して、東日本の大震災から11年後、この間また大きな地震があ

りました。私も揺れを感じました。結構長く揺れるなあ、そしたら、もうテレビを見ればすごいことになっているということでありました。

震災のあった当時、私も昼間は仕事していて、歩いても揺れる感じの揺れだったので、すごいことが起きたんだろうなあという推測はしていましたけれども、あそこまでひどくなるとは思わなかったし、私がすぐに思ったのは、自分が何をしてあげられるんだろうということをもまず思いました。でも、自分のできることはたかが知れているし、ほんの少しのことしかできないし、何をやったらいいんだろうという、そんなことだったと思います。

それから時間がたって、4年前でしたか、台風10号が千曲川を氾濫させて長野市長沼地区の大水害がありました。

私は、あそこのボランティアに飛び込みで9日間行かせてもらいました。水害というのはすごいです。もう泥の中から物をかき出して、とにかく家の中を整理するという過酷な作業ですし、日が照って乾いてくるとほこりが舞い上がるし、もう戦場という言葉がそのまま当てはまるのかなあというようなことでした。そんなことで、これは災害の話です。

事務局から話のありました全国農業新聞を私も見始めました。初めのほうはちょっとうざったいなあと思って見ておりましたけれども、最後のほう、裏から1枚目のところの左上のほうに有害鳥獣のことに関する記事が（現物掲示）こうやって載っているんですね。ちょっと気になるころは、こうやって少しずつ切り取りしながら取ってあります。

AIとか、そういうことはあまりですが、私はたまたま猟友会の所属しております。猟友会に入ったきっかけというのは、やはり家の田んぼを鹿に踏み荒らされて、5畝ある田んぼをほとんど食べられてしまったと、その田んぼ1枚は収穫がゼロだったときがあります。だから、このやろうめと思って、何かの方法を取るしかないのかなあということでも網も張ったりしましたがけれども、結局、営農組合の補助金を頂いてわなの免許を取得しました。それから今はもう16年たっているのかな、そういうことです。

この記事にもあったんですけれども、山の10頭より里の1頭ということです。山にいる10頭は何もしないんですね。里に来ている1頭だけが騒ぎまくっていると、大概そんなもんです。私も塩田で一応ネットの囲いのある中に10基ほどかけていますけれども、そこで1頭捕れれば今までの騒ぎは何だったのかというぐらい収まってしまいます。ですので、里に下りてきたものに注目するということが大事です。

でも、その足跡を見つけることが非常に難しいんです。やつらは、もうぱつとまばらに歩くので、ここを通ったら必ず心を通るというわけでもないのに、ここなのかなあと思いながらかけたりしていますけれども、年間で15頭ぐら

いは捕っております。

そんなことで、有害鳥獣対策については、市のほうでは銃器に関しても何か補助金を出していただけるというような制度もあるそうですので、銃器も結構時間とお金がかかってしまうので、そういう制度を使っていただければ銃器のほうの免許も取りやすいのかなあというふうに思っております。

また、我々猟友会も本当に高齢化しております。もう 70 代の方がほとんどになってきますので、ぜひとも若い人たちにも猟友会に入ってもらって、わなだけでもやってもらえれば有害鳥獣の被害っていうのは少なくなるのかなあというふうに思っております。

長くなりましたが、以上です。

よろしく申し上げます。

それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いて御唱和をお願いします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

会 長 （氣賀澤 道雄君）

それでは議事に入っていきたいと思えます。

これより令和 4 年 3 月 1 日付、告示第 3 号をもって招集した令和 4 年第 3 回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

委員定数 19 名、ただいまの出席委員数 18 名、法第 27 条第 3 項の規定により本会議は成立しております。

9 番 西村功委員より欠席の旨の届出がありました。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第 1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により議長において 4 番北澤満委員、5 番 塚澤務委員を指名いたします。

日程第 2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第 11 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 （出口 大悟君）

それでは議案書 1 ページをお開きください。

農地法第 4 条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計 2 件でございます。

まず 1 件目でございますが、場所につきましては 2 ページの左側を御覧ください。

さい。

4—1 で表示した場所になります。

福岡区、 の北3筆、計461㎡になります。

1ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅敷地。

理由でございますが、申請人は駐車場及び物干場の設置を計画したが、自宅の敷地内では面積が不足するため申請地を住宅敷地として使用したいというものでございます。

図面の斜線部分が申請人の現在の住宅敷地であり、黒塗りにさせていただいた部分が申請部分となります。

農振法等でございますが、第1種住居地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして2件目でございますが、場所につきましては2ページの右側を御覧ください。

4—2 で表示した場所になります。

小町屋区、 の東2筆、計195㎡になります。

1ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅敷地。

理由でございますが、申請人は既存の通路及び庭が狭いことから敷地の拡張を計画したが、自宅の敷地内では面積が不足するため申請地を住宅敷地として使用したいというものでございます。

図面の斜線部分が申請人の現在の住宅敷地であり、黒塗りにさせていただいた部分が申請部分となります。

農振法等でございますが、第1種住居地域及び第1種中高層住居専用地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

以上2件につきまして御審議のほどをお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明をお願いします。

13番 (木下 豊君)

それでは1番の説明をさせていただきます。

説明にもありましたように住宅敷地の拡張という申請でありまして、地図を御覧いただきますと、敷地の一部に小区画の農地ということで点在をしております。そこは今休耕となっております耕作をされていません。周辺には住宅が建っております、営農等には支障ないということで、問題ないということで判断させていただきました。

以上です。

10番 (春日 知也君)
2番です。
3月6日に赤羽委員と現地確認をいたしました。
農地区分あるいは用途地域的、また営農上も特に問題ないと判断いたしました。

会長 (氣賀澤 道雄君)
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)
議案第11号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

主査 (出口 大悟君)
それでは議案書3ページをお開きください。
農地法第5条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。
計7件でございます。
まず1件目でございますが、場所につきましては5ページの左側を御覧ください。
5—1で表示した場所になります。
北割1区、[REDACTED]の南1筆2,151㎡になります。
3ページにお戻りください。
申請目的でございますが、[REDACTED]。
理由でございますが、譲受人は[REDACTED]を営んでおり、[REDACTED]
[REDACTED]が自立した生活を営むための支援を目的とした[REDACTED]を建築するため当地を取得したい、譲渡人は農業規模の縮小を検討しており譲受人の要請に応じるというものでございます。
農振法等でございますが、令和3年11月9日、農振除外が認可となっております。
農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として公益性が高い

と認められる事業で見えております。

続きまして2番となりますが、場所につきましては5ページの右側を御覧ください。

5-2で表示した場所になります。

上赤須区、[REDACTED]の北1筆478㎡になります。

3ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、借受人は結婚を機に住宅の新築を計画したため当地を借り受けたい、貸付人は[REDACTED]である借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和4年2月28日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種、10ha以上の一団の農地で、不許可の例外として集落接続で見えております。

続きまして3番となりますが、場所につきましては6ページの左側を御覧ください。

5-3で表示した場所になります。

小町屋区、[REDACTED]の西3筆、計893㎡になります。

3ページにお戻りください。

申請目的でございますが、集合住宅。

理由でございますが、譲受人は集合住宅を建築し賃貸経営を行うため当地を取得したい、譲渡人は農業規模の縮小を検討しており譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第2種低層住居専用地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして4番となりますが、場所につきましては6ページの右側を御覧ください。

5-4で表示した場所になります。

市場割区、[REDACTED]の東3筆、計784㎡になります。

3ページにお戻りください。

申請目的でございますが、特定建築条件付土地が2区画となっております。

理由でございますが、譲受人は[REDACTED]を営んでおり、申請地周辺は宅地化され住宅需要が高いことから建築条件付土地として整備するため当地を取得したい、譲渡人は農業規模を縮小するため譲受人の要請に応じるというものでございます。

図面の今回の申請地への進入路、また北側奥に残る農地への進入路につつま

しては、今回の申請地の南側、農地転用済みとなっているところの通路を通行できるような権利設定及び契約等をするということでございましたので、今回の申請地、また奥の農地への進入は可能であると判断しております。

農振法等でございますが、令和4年2月28日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種、10ha以上の一団の農地で、不許可の例外として集落接続で見えております。

続きまして5件目でございますが、場所につきましては7ページの左側を御覧ください。

5—5で表示した場所になります。

町2区、XXXXXXXXXXの北西1筆621㎡になります。

3ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅敷地。

理由でございますが、譲受人は家庭菜園及び農機具置場、庭としての利用を計画したが、自宅の敷地内では面積が不足するため住宅敷地として使用したく当地を取得したい、譲渡人は相続した農地だが耕作が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

図面を見ていただきますと、今回の申請地の西側、住宅地図におきましてはXXXXXXXXXXと表示のある住宅、こちらが譲受人の御自宅となります。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外となっております、農地区分につきましては2種、消極的2種となりまして、不許可の例外として集落接続で見えております。

続きまして6件目でございますが、場所につきましては7ページの右側を御覧ください。

5—6で表示した場所になります。

町3区、XXXXXXXXXX3筆、計137㎡になります。

3ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅敷地。

理由でございますが、譲受人は家庭菜園の利用を計画し、管理が容易な自宅の隣接地である当地を取得したい、譲渡人は高齢のため施設に入所しており管理が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

図面を見ていただきますと、今回の計画地の南側にXXXXXXXXXXと表示のある住宅が今回の譲受人の御自宅となります。

農振法等でございますが、第1種中高層住居専用地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

4ページを御覧ください。

続きまして7件目でございますが、場所につきましては8ページの左側を御覧ください。

5—7で表示した場所になります。

中沢区、[REDACTED]の南西1筆1,811㎡のうち569㎡になります。

4ページにお戻りください。

申請目的でございますが、資材置場。

理由でございますが、譲受人は市内において[REDACTED]を営んでいるが業務拡大に伴い資材置場が不足しており、敷地を拡張するため隣接地である当地を取得したい、譲渡人は、市道より離れた場所にある耕作が困難な農地であり、自身も[REDACTED]に居住しており管理が困難なことから譲受人の要請に応じるというものでございます。

図面の斜線部分が既存の資材置場となっております。計画地の西側でございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外となっております。農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として施設拡張で見えております。

説明につきましては以上となります。

以上7件につきましては御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、地元委員の補足説明をお願いします。

17番 (中嶋 隆君)

1番ですけど、3月10日に現地確認を行いました。

[REDACTED]の[REDACTED]の建設ということで、問題ないと考えます。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

2番の案件ですけれども、3月5日に倉田委員と現地確認しました。

それで、ここは畑地です。ちょっと台地のようになっているところですので、ほかの農地に影響を与えるものではないので問題ないと判断しております。

以上です。

10番 (春日 知也君)

3番です。

3月13日に赤羽委員と現地確認をいたしました。

従来、家庭菜園的に畑地として使われていたところですが、

[REDACTED]の[REDACTED]が建つということなんですが、駐車場の配置とか、あと

この土地の南側のところと東側の土地との間に細い通路があつたりするので、日照的には問題ないかなと思っています。

ただ、南側の道路のところ用水路が流れておりますので、生活排水等が流れ込まないような設計にするようにということをお願いいたしました。

問題はないと思います。

以上です。

1 1 番 (代田 和美君)

4 番です。

ここはもう本当に新興住宅となつてきておる場所ですので、そんなに問題はなく、すぐ手前の農地転用済みっていう道路に面した土地は、昨年ここで認可されておうちが建たっちゃっている場所ですので、特別問題ないと思います。

その次の5番ですけど、やはりここも町2区の■■■■で非常に住宅が密集してきている場所ですので、特別問題ないと思います。

以上です。

3 番 (堀 敏君)

6 番です。

2月28日に現地確認をいたしました。

地図を見ていただくと分かりますが、■■■■の南約50mのところにある小さな農地でございます。

現在この農地所有者は高齢で施設に入居中ということで、耕作放棄というか、遊休農地になっているという中で、今回この農地に隣接した■■■■が家庭菜園として利用したいというような案件でございます。

特に問題ないと思います。

4 番 (北澤 満君)

7 番です。

地図に載っておるように、網掛けのところは今回の譲受人の資材置場でございます。

事務局の説明のとおり、譲渡人は■■■■に住んでいて、この農地は人をお願いして管理をしていたところであります。

譲受人が資材置場の拡張で使いたいということで要請を受けたということで、この1枚だけだったので問題はないと思います。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

1 7 番 (中嶋 隆君)

6 番ですけど、申請目的は住宅敷地になっていて、利用のところには家庭菜

- 園っていうふうになっていますが、これはそういうふうになるものなんですか。
- 3 番 (堀 敏君)
住宅敷地の中に家庭菜園をつくと、こういうことをございまして、農振法的には住宅敷地という部分になると思います。その中に家庭菜園をつくと、こういうようなイメージだと思います。
- 17番 (中嶋 隆君)
ということは、備考欄に建物を建てるというのが抜けているということですか。
- 3 番 (堀 敏君)
ここは自分の住宅の隣にある農地で、そこを自分の敷地として拡張して、その一部に家庭菜園をつくるということです。
- 17番 (中嶋 隆君)
一部が家庭菜園ですか。
- 3 番 (堀 敏君)
新しく何か建物をつくるのか、そういうことではないです。
- 主 査 (出口 大悟君)
すみません。ちょっと捕捉させていただけたらと思います。
家庭菜園は、農地法の中では住宅敷地という扱いになりまして、それ単独で農地としての売買の対象になるかどうかというところと、あとは住宅敷地と一体として利用できるかどうか、あとは既存の住宅敷地に対して小規模にあるかどうかですとか、いろんな観点から判断するんです。
総合的に判断すると、今回の部分については、基本的には住宅敷地の一部としての利用が見込めて、既存の住宅地より小規模で、住宅敷地の一部として利用が見込めるということで、今回は家庭菜園を住宅敷地という申請で出させていただいております。
家庭菜園の許可を取ったところについては、そのまま何も手を加えないと農地と変わらなくなってしまいますので、あくまでも住居敷地と一体として見て取れるように、例えば柵で囲ったりですとか、あとは簡単な石積み等をしてその区画を囲ったりですとか、あくまで周辺の農地とは隔てられて住宅敷地の一部であるというような手を加える必要があります。
以上であります。
- 17番 (中嶋 隆君)
難しいねえ。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
よろしいですか。手続上はそういう話で進められていきます。

1 1 番 (代田 和美君)
 手続上の問題ですね。

1 7 番 (中嶋 隆君)
 3条というわけにはいかないということですか。

主 査 (出口 大悟君)
 そうですね。家庭菜園の場合は扱いが宅地になるので、固定資産税も宅地並みになりますし……

1 7 番 (中嶋 隆君)
 そういうことか。

主 査 (出口 大悟君)
 あくまでも……

1 7 番 (中嶋 隆君)
 分かりました。税金をたくさん取りたいと…… (笑声)

主 査 (出口 大悟君)
 住宅敷地の申請は建物が建つ前提ではないので、あくまでも駐車場だったり庭だったり家庭菜園、あとは物置用地だったり、そういった整備をする際には大きなくくりで住宅敷地という扱いになっております。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
 よろしいですか。

1 7 番 (中嶋 隆君)
 はい。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
 では、ほかにありますか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)
 議案第 12 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)
 御異議なしと認めます。よって、議案第 12 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
 議案第 13 号 農用地利用集積計画の策定について (貸借)
 を議題といたします。
 提案理由の説明を求めます。

主 査 (小林 かおる君)
 それでは議案書 9 ページをお開きください。
 農用地利用集積計画の策定について (貸借) を御説明し、御提案とさせてい

たきます。

まず公告年月日でございますが、令和4年3月31日でございます。

期間終期別の細目につきましては御覧いただきまして、田んぼが3,248 m²、畑が1,043 m²、合計で4,291 m²でございます。

貸手が3、借手が2です。

(2)番(3)番の表につきましてはお目通しいただき、10ページに個別の詳細が載っておりますので、御確認をお願いします。

なお、11ページにつきましては解除条件の貸借となっておりますので、御確認をお願いいたします。

以上、御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

審議の前に質問です。

解除条件付貸借とありますが、解除条件について説明いただけますか。

主 査 (小林 かおる君)

先月もございましたけれども、こちらは■■■■と■■■■の解除条件付貸借ということで、■■■■が■■■■を作っております。

毎年1年更新で、今年度の更新で4年目か5年目ぐらいになるかと思いますが、毎年この時期にお出しさせていただいております。

それから、面積のところの登記の面積と耕作面積が若干違います。

2番目の赤穂16445—1ですけれども、これは153 m²の登記に対して耕作は4.8aということで、数字的におかしいと思われるかと思いますが、16444—1の広い農地のところの横にある16445—1という農地があります。これは現地と公図にずれがありまして、またがった農地が16445の筆というような形で契約をされております。現地の実測面積で契約が結ばれておりますので、その辺は間違いがないということで御容赦いただきたいと思っております。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

解除条件付貸借の説明をお願いします。

次 長 (大野 秀悟君)

解除条件付貸借の御説明をさせていただきます。

農地の通常の貸借は、法人になりますと農事組合法人等の農業を主にやっている法人でないと貸借ができないということになっております。

それ以外の法人で農業を主にやっていないような法人の場合、今回の場合ですと■■■■のような方が農地を貸借したい場合というのは解除条件付貸借をしていただくということになります。

解除条件付貸借というものでございますが、農地が適正に利用されていない場合は契約を解除するという要綱が入った契約をしていただいて、もし適正に

利用していなければ契約を解除するという条件をつけて農地を貸借するというのが解除条件付貸借という内容になりますので、よろしくお願ひします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ですので、この場合ですと、■を作っていない場合はもう契約解除が発効するという理解でよろしいわけですね。

次 長 (大野 秀悟君)

契約が解除になります。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

分かりました。

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第 13 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 13 号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

ここで議案第 14 号の審議に入る前に申し上げます。

農業委員会等に関する法律第 31 条第 2 項の議事参与の制限規定により 1 番 村上英登委員、16 番 吉瀬久司委員は自己等に関する事項について議事に参与することができませんので、審議が終了するまで一時退席を求めます。

〔1 番 村上英登君・16 番 吉瀬久司君 退場〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第 14 号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (小林 かおる君)

それでは議案書 12 ページをお開きください。

農地法第 5 条の規定による許可申請について（農地中間管理事業）を御説明し、御提案とさせていただきます。

農用地利用集積計画総括表を御覧ください、

公告年月日でございますが、令和 4 年 3 月 31 日でございます。

期間の終期でございますが、5 年が田 1 万 9,760 m²、畑 1,266 m²、10 年が田 5,824 m²、合計で 2 万 6,850 m²でございます。

貸手が 7、借手は長野県農業開発公社のため 1 となります。

13 ページ 14 ページが利用権設定する各筆の明細となっております。
7 名の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で 11 筆を貸し付けるということになっております。
権利の種類につきましては、それぞれ御覧ください。
15 ページ 16 ページは利用配分計画の明細となっております。
長野県農業開発公社が権利設定後、農地中間管理事業貸借にある担い手へ記載の内容で貸付予定でございます。
17 ページに貸借の一覧表をつけてございますので、御確認をお願いします。
以上について御審議をお願いします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

少し時間を取りますので、よく見てください。

[各自黙読]

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、議案第 14 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 14 号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

退席されている委員の着席を求めます。

[1 番 村上英登君・16 番 吉瀬久司君 入場・復席]

会 長 (氣賀澤 道雄君)

以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。

これにて令和 4 年第 3 回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉 会 午後 3 時 4 2 分